

## 指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで長崎市三重地区市民センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市三重地区市民センター
- 2 指定管理者候補者の名称 三重地区市民センター運営委員会
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由  
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

市民センターは地域コミュニティの拠点施設であり、当該地域の住民等で構成され、運営に関して実績のある三重地区市民センター運営委員会を指定管理者候補団体として、非公募により選定するもの。